第1次日韓国交正常化交渉における 在日朝鮮人の法的地位と処遇

─ 植民地主義. 分断. 冷戦の交錯 ─

太 田 修

本稿では、日韓予備会談前後から第1次日韓会談までの日韓両政府の在日朝鮮人法 的地位および処遇に対する認識と処理、そしてそれに対する在日朝鮮人の対応を検討 した。

韓国政府は、在日朝鮮人の永住権や生活権を重視する態度も示したが、基本的には朝鮮半島の正統な国民国家として、「在外国民」および「悪質共産分子」を管理することを優先した。そうした韓国政府の立場は、分断と冷戦の影響を強く受けたものだった。

日本政府の考え方の核心は、在日朝鮮人の法的地位や処遇を「思想及び治安の問題」として考え、「帰化を制限して、好ましからぬ外国人として「朝鮮人」を強制退去する途を開いておく」ことにあった。こうした考え方は日本の植民地主義にもとづくものだが、同化よりも排除の側面を強調するものだったと言える。

これに対して当事者である在日朝鮮人は、居住権や生活権を根底から否定する退去 強制に最も脅威を感じ、それを厳しく批判していた。その批判は、過去の植民地支配 の歴史的経験に裏付けられたものだった。

はじめに

1951年10月に始まり、翌1952年4月まで続いた第1次日韓国交正常化交渉¹⁾(以下, 第1次会談)では、在日朝鮮人²⁾の法的地位および処遇が重要な議題とされた。同年9月にサンフランシスコ平和条約が締結され、それが半年後に発効することになっていたため、日韓両政府はアメリカの仲介のもとで日韓会談を開催し、在日朝鮮人の国籍や居住権、生活権について討議を開始した。

この最初の日韓会談では、両政府の在日朝鮮人に対する基本的な政策や認識が表明され、その後の在日朝鮮人の国籍や居住権、生活権についての日韓双方の考え方の方向性が示された。それだけでなく、第1次会談での議論は、1965年に締結された「日本国に

居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」の 出発点となるものだった。

それに対して当事者である在日朝鮮人側は、日韓会談での討議内容やそこで表明された日韓両政府の在日朝鮮人政策に批判の声をあげた。後述するように、朝鮮民主主義人民共和国を支持する人々は「日韓会談・強制送還」反対運動を展開し、大韓民国を支持する人々も不満をあらわにしたのである。

この第1次会談において、日韓両政府は在日朝鮮人の法的地位および処遇をめぐっていかなる議論を展開し、在日朝鮮人はそれにどのように対応したのだろうか。それらについては、これまでいくつかの研究が取り上げてきた³)。たとえば、金太基は韓国側の日韓会談議事録を、小林玲子と吉澤文寿はおもに日本側の日韓会談文書を使って法的地位および処遇をめぐる議論を分析した。しかし、いずれも日韓両政府の政策決定過程で作成された内部文書を十分に検討しておらず、第1次会談については概略的な叙述にとどまっている。韓国側の内部文書を使った張博珍は、日韓会談開始前の「韓国政府の在日韓国人問題に対する対応」を分析したが、日本側の日韓会談文書を検討していない。

本稿では、韓国と日本で新しく公開された日韓会談文書を使って、第1次会談において日韓両政府が在日朝鮮人の国籍や居住権、生活権についてどのように考え、処理しようとしていたのかを明らかにしたい。その際に、これまでの研究で見過ごされてきた事実を紹介するだけではなく、植民地主義、分断、冷戦の側面に注目しつつ、日韓両政府の在日朝鮮人政策および認識についての分析を試みる。

まず植民地主義に注目するのは、日本の在日朝鮮人政策を1945年以前の植民地主義の連続としてとらえる必要があると考えるからである。もちろん1945年以前の植民地主義がそのまま日韓会談に現れたとは言えないが、日韓会談における日本政府の在日朝鮮人政策は、植民地主義以外の言葉では説明できそうにない。分断という視角が重要なのは、日韓会談が1948年に樹立した分断国家の一方である韓国との国交正常化交渉であり、そのため分断が在日朝鮮人の法的地位および処遇にも大きな影を落としていたからである。冷戦の視角が重要なのは、東西冷戦が熱戦となった朝鮮戦争の勃発の翌年に日韓会談が始まり、そこで議論された在日朝鮮人の法的地位および処遇は、東西冷戦の直接的な影響を受けざるを得なかったからである。

最後に、在日朝鮮人の対応についても検討したい。「公式の記憶」によって当事者の存在が否定されたり軽視されたりすることがあってはならないと考えるからである⁴⁾。

1 解放直後の在日朝鮮人と法的地位

1945年8月の解放時に日本「内地」に居住していた朝鮮人は約200万人で、そのうち140万人から150万人の人々が1946年4月までに朝鮮半島に帰還したとされている。残りの50万人から60万人の朝鮮人は、財産の搬出に制限が設けられたこと、解放直後の朝鮮半島が政治的・経済的に混乱していたこと、生活基盤が日本にあったことなどの理由から、日本に留まることになった。また、一度は朝鮮にもどったが、生活の見通しが立たない、家族や親せきに会う、などの理由から再び日本へやってきた人々もいた。

日本を占領した連合国軍最高司令官最高司令部(以下、GHQ)は、こうした朝鮮人を 当初は「必要な場合は敵国民として扱ってもよい」という条件付きで、「解放人民 (Liberated peoples)」として対応する方針だった。ところが1946年に入って GHQ は、 正式に樹立された朝鮮政府が朝鮮国民として承認するまでは、在日朝鮮人は日本国籍を 保持しているとみなされるべきだ、として当初の方針を変更した5)。

日本政府は、解放直後より GHQ の「解放人民」方針とは正反対の対応を取っていた。 在日朝鮮人の帰還の過程に警察を介入させて管理しようとしただけでなく、1947 年 5 月 には外国人登録令を公布して、これを在日朝鮮人にも適用した。刑罰や退去強制を課す など、在日朝鮮人を法令により管理することが可能となったのである⁶⁾。

その一方で日本政府は、敗戦直後より在日朝鮮人を日本国籍保持者だと解釈していた。 つまり外国人登録令により、在日朝鮮人が「日本人」であるとしながら、「外国人とみなす」という矛盾した対応を取った。たとえば、民族教育の否定、税金の納付など、日本国籍保持者として日本の法秩序への服従を要求する反面、外国人登録証の携帯義務・呈示義務などに違反した場合は罰則を課した。在日朝鮮人の選挙権・被選挙権も、1945年12月の選挙法改正によって停止していた。こうした矛盾した解釈と対応が1952年のサンフランシスコ平和条約発効まで続くことになった。

1948年に入って東西冷戦が激化し、朝鮮半島に分断国家が樹立されると、GHQと日本政府は、在日朝鮮人による生活権・人権・民族教育擁護などの運動に弾圧を加え始めた。朝鮮戦争の勃発によって、それらの弾圧はいっそう激しいものとなった。GHQと日本政府は、在留権を保障し民族的な権利を認めるよりも、治安管理を優先していたのである。

一方,在日朝鮮人は、自らの法的地位と処遇についてどのようにみていたのだろうか。 外村大によると、在日本大韓民国居留民団(以下、民団)は、すべての在日朝鮮人が韓 国籍を有していると主張していた。それは、1910年の「韓国併合条約」そのものが無効 であり、日本は韓国人に国籍法を適用しなかった、したがって 1910 年から 1945 年においても潜在的には韓国籍は保持されていたのであり、解放後にそれが明確にされた、という認識に基づくものだった。民団に比べて大きな影響力を持っていた在日本朝鮮人連盟(以下、朝連)は、在日朝鮮人は独立国民であり外国人だと主張していた。朝鮮民主主義人民共和国建国後は、これを「祖国」と呼ぶようになった⁷。民団と朝連いずれも、平和条約とは無関係に在日朝鮮人は日本国籍を離脱しているという見方であった。

外国人としての権利については、朝連も民団も、在日朝鮮人は日本に在留する権利を 持ち、その生活を保障するために日本人と同等の権利が認められるべきだと主張してい た。こうした主張の根底には、在日朝鮮人の存在自体が植民地支配の所産であり、した がって日本に築いた生活基盤は当然守られるべきだという意識があった⁸⁾。

では、日韓会談直前の日韓両政府は、在日朝鮮人の法的地位や処遇についてどのように認識し、どのような対応をとっていたのだろうか。次に見てみよう。

2 日韓会談直前の両政府の方針

2.1 韓国政府- 「悪質共産分子の強制追放」「大韓民国国民」

韓国政府が在日朝鮮人の法的地位についての方針を策定することになった背景には、以下のような GHQ と韓国政府のやりとりがあった。まず、GHQ 外交局のシーボルト (W.J.Sebald) は、1951年3月26日、駐日代表部側に「在日同胞のなかの一部悪質共産分子の強制追放を要請」した。その要請を受けて韓国政府は、「悪質共産分子の強制追放」を実施するためには「犯罪人引渡に関する条約」が締結されなければならず、そのためには「在日韓国人の国籍問題を確定」する必要があると判断していた。。こうして韓国外務部と法務部は、在日朝鮮人の法的地位についての方針案を策定することになった。

その後 1951 年 6 月 28 日, GHQ 外交局のサリヴァン (W.H.Sullivan) は, 大韓民国駐日代表部 (以下, 駐日代表部) 公使の金龍周との非公式会談で, 韓国と日本が在日朝鮮人の法的地位について交渉を持つよう促した 100。在日朝鮮人の法的地位を日韓両政府による直接交渉にゆだねるという考え方は, 1949 年前半の国務省と GHQ 民政局, 外交局の間でのやりとりの中で確定していた方針だった 110。だが, 1951 年 6 月の時点で韓国側は, あくまでも GHQ 側との交渉を望んでいた。

同じ日、外務部と法務部は合同で「在日同胞の法的地位に関する会議」を開催し、在 日朝鮮人の法的地位について検討していた。この会議で得られた結論は、GHQ 側と在日 朝鮮人の法的地位について交渉し、以下の6つの論拠によって「在日同胞はそのすべて が大韓民国の国籍を有している」ことを主張するというものだった。

- (1) ポツダム宣言に依って、すでに日本は韓国に対する主権を放棄したため、韓国 国民は韓国の主権を回復した大韓民国の国民であり、したがって在日同胞も大 韓民国憲法および大韓民国国籍法に依拠して大韓民国国民である。
- (2) 過去、帝政時に日本は、日本国籍法を韓国人には適用しなかった。
- (3) 1949年10月21日に国連総会で決議された、大韓民国政府は唯一の合法的政府 だという点を考慮するとき、当然ながら海外僑胞は大韓民国の国籍を有するの である。
- (4) 在日台湾人の中国国籍回復に関する,1947年2月25日付連合国最高司令部党書のような先例もあるので,在日韓国人が大韓民国国民だということもまた, SCAPの覚書に依って確定され得る問題である。
- (5) 其の他, 国際法の諸原則により韓国国民の主権が日本の敗戦に因り, 当然, 回復されたと看做される。

(5) 日韓併合条約は、1945年9月2日に無効化した。日本のポッダム宣言受諾、米 ソ両軍の占領、大韓民国の成立、国連の承認、列国の承認、等々の事実は、前 記条約を無効化させた。条約は条約によってのみ無効化されるものではない。¹²⁾

この方針案の中で興味深いのは、外務部と法務部が最後の(5)で、「日韓併合条約は、1945年9月2日に無効化した」と解釈していた点である。外務部と法務部はこの時点では「韓国併合条約」無効論に立っていなかったことがわかる。この合同対策案は、国務会議で検討された模様で、最後の二つの(5)が次のように修正された¹³⁾。

- (5) 条約は条約によってのみ無効化されるものではない。その条約を無効化させうる事実が発生した時には、その条約が無効化されるという国際法上の一般原則を考慮するとき、日本のポツダム宣言受諾、米ソ両軍の進駐、大韓民国の樹立、諸国の大韓民国承認、等々の事実は、前記の条約を無効化することにおいて充分なものである。
- (6) 日本が在日同胞をすべて韓国人として取扱うことにより、外国人に対して行政 上の多くの便宜がはかられるだろう。

この修正案では、原案の(5)から「日韓併合条約は、1945年9月2日に無効化した」という一文が削除されている。無効化された時点は曖昧にされたが、日本のポツダム宣言受諾、米ソ両軍の進駐、大韓民国の樹立などにより、「韓国併合条約」は無効となったという立場だった。

駐日代表部は8月24日,上記の本国政府の方針をもってGHQとの交渉に臨んだ。GHQ外交局のサリヴァンは、在日朝鮮人法的地位問題は「日本政府との直接の交渉で決定せよというSCAPの根本方針は不変であるゆえ、近い将来、直接、会談を行うことを希望する」と述べた。駐日代表部の葛弘基は、「本件は、ポツダム宣言に依り、すでに決定された問題であるため、日本政府との直接の交渉によって解決すべきものではなく、SCAPの覚書によって決定することができる」と反論した。GHQ法務局のバシン(J.Bassin)は、日本のポツダム宣言受諾と在日朝鮮人法的地位問題を関連づけるべきではなく、韓国国籍法を在日朝鮮人に適用する問題については、日本政府と直接交渉して解決すべきだと回答し、駐日代表部側の反論を退けた140。

結局,韓国政府は,方針を転換して日本政府と交渉することとし,9月4日に新たな訓令を駐日代表部に伝達した¹⁵⁾。この訓令で注目すべきは,「在日韓僑」が「大韓民国憲法,および国籍法に依拠して,大韓民国国民」であることの根拠として,以下のような項目があげられたことである。

1 カイロ宣言、およびポツダム宣言に依る韓国の主権回復。

[中略]

3 条約は新条約によってのみ消滅するものではなく、その条約を消滅させ得るだけの、すなわち矛盾した有力な事実が発生した時には、その条約が消滅するという国際法上の一般原則を考慮する時、次の諸事実は韓日合併条約を消滅させることにおいて充分である。/ (a) 日本のカイロ宣言、およびポツダム宣言の受諾/ (b) 米ソ両軍の韓国進駐/ (c) 大韓民国の樹立、および諸国の大韓民国承認。

[中略]

8 韓日合併に因り、政治的には韓国の主権が日本国に移譲されたが、法律的には 韓国人は韓国国籍法に基因するすべての機能が停止されるだけである。換言す れば、法律的には韓国人は日本国の国籍を取得しなかった。政治的な事実は政 治的問題として終るだけで、法律問題までこれを規定しえないものなので、韓 国人の国籍問題は日本国籍と何等関係のないものである。

1の「カイロ宣言」は、新しく付け加えられた。3は、以前の方針(5)を修正したものだが、「無効化」が「消滅」に書きかえられ、「米ソ両軍の韓国進駐」が消去されている。「米ソ両軍の韓国進駐」は「韓日合併条約を消滅させる」理由として不適切だと判断したのだろう。若干の変更はあったが、3は「韓国併合条約」が日本のカイロ宣言・ポツダム宣言受諾、および大韓民国樹立、諸国の大韓民国承認をもって「消滅」した、という以前からの解釈を踏襲している。これに、「法律的には韓国人は日本国の国籍を取得しなかった」という8の新しい論拠が付け加えられた。

とりわけ、この9月4日の交渉方針において注目すべき点は、「在日韓僑の居住権問題」について初めて論及していることである。「在日韓僑は韓国の国籍を保有し、次の諸根拠に依って日本国内に継続して居住しうる権利を主張する」として、以下のような5つの根拠を提示している。「a. 居住権を認定した特別条約上の先例」「b. 韓日間の特殊な歴史的、政治的関係」「c. 在日韓僑は外国人として其の他の諸外国人のように日本に居住できる合法的権利を黙示的方法により認定」「d. 互恵主義原則」「e. 世界人権宣言の趣旨に背馳する」。「居住権問題」は、これまでの韓国側の方針になかったもので、民団に所属していた在日朝鮮人の思いが汲み上げられたものだと推測される。5項目の中でも最も重要だと考えられるのは「b. 韓日間の特殊な歴史的、政治的関係」である。

韓日合併後,帝政日本は,韓国に対する酷毒な植民地搾取政策により,韓国人から,農土,およびすべての経済的基盤を剥奪した。多くの韓国人が日本国によって日本本国の労働力の不足を補充する目的で,大規模に強制動員されたのである。韓国において生活能力を完全に侵奪された彼らは,強制動員され,日本国内の最悪の条件の下で,かろうじて今日まで生活の拠り所を築いてきた。したがって在日韓僑は、その数の莫大さとともに、上記のような政治的、経済的な諸理由において、過去のどの主権回復国家とも、その性質を異にしている。したがって居住移転主義は絶対に不当だ。16)

在日朝鮮人の存在の背景には、「帝政日本」による「植民地搾取政策」「強制動員」があり、そうした「特殊な歴史的、政治的関係」があるため、「過去のどの主権回復国家」とも異なり、「したがって居住移転主義は絶対に不当だ」と強く主張している。ところが、

この文書の欄外には「不要」と記されている。この「b. 韓日間の特殊な歴史的,政治的関係」は、後述するように、在日朝鮮人の居住権主張の根拠として核心的なものだったが、それを「不要」としたことは、在日朝鮮人の意向を受け入れず、植民地支配批判を弱めたということになる。だが、誰が、なぜ、これを「不要」としたのかは不明である。

また、別の文書では「共産分子追放」問題に関して、「不法入国者(1945年8月9日以後)7万名」は「不法出国を犯した犯法者として送還されるのが当然」だとしながらも、「しかし現時下において、これは重大な社会問題を惹起するもので、7万名の送還は、韓国の現実的な利益と符合しない。それゆえこのような不法入国者をすべて含む在日僑胞の安定した居住権を強力に主張しなければならない」と記している170。

こうした韓国政府の判断は、朝鮮戦争下における「現実的な利益」を優先せざるを得ない厳しい政治的状況において下されたものだった。「b. 韓日間の特殊な歴史的政治的関係」を「不要」としたことも、朝鮮戦争下の「現実的な利益」との関連の中でとられた措置なのかもしれない。だとすると、韓国政府が在日朝鮮人の居住権を主張したのは、在日朝鮮人の意思を汲み上げて植民地支配を批判する立場を重視したからというよりは、分断と戦争下での「現実的な利益」を優先したからであったと解釈せざるを得ない。

2.2 日本政府- 「思想及び治安問題」

アメリカ国務省は1951年8月15日、GHQ外交局が日韓会談開催の仲介にあたることを承認した¹⁸⁾。日本政府が会談開催に向けて在日朝鮮人の法的地位および処遇について検討を開始したのは、この10日ほど前のことだった。まず、国籍問題については、法務府民事局が8月6日に、次のような「平和条約に伴う国籍問題等処理要綱(案)」を作成している。

- 一 朝鮮人は日本国在住者をも含めて、条約の効力発生とともに日本国籍を喪失するものとする。
- 二 条約の効力発生前に内地戸籍に入籍すべき事由の生じた朝鮮人は,条約の効力 発生後も引き続き日本国民とする。
- 三 条約の効力発生前に朝鮮人との身分関係により内地戸籍より除籍せらるべき事由の生じた内地人は、条約の効力発生とともに日本国籍を喪失するものとする。
- 四 条約の効力発生後は、朝鮮人の日本国籍取得はもっぱら国籍法中帰化の規定に よるものとする。¹⁹⁾

これは、翌 1952 年 4 月 19 日に法務府民事局長が各法務局長および地方法務局長に宛てて出した「平和条約発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び国籍事務の処理について」(以下、「民事局通達」)の素案だと考えられる。外務省もこの案におおむね同意した。これによると日本政府は、在日朝鮮人だけでなくすべての「朝鮮人」が、サンフランシスコ平和条約の発効とともに「日本国籍を喪失するものとする」方針だった。これは、ポツダム宣言の受諾にもかかわらず、平和条約の発効までは、朝鮮や台湾といった「外地」は日本の主権下にある。と日本政府が解釈していたためである²⁰。

そのさい日本政府は、1947年5月公布の外国人登録令と同様に、戸籍を根拠に「朝鮮人」であることを確定しようとした。「平和条約に伴う国籍問題等処理要綱(案)」には、以下のような「説明」が付けられている。

従来,朝鮮と内地は,両地域に適用せらるべき戸籍法規を異にし,特定の身分法上の原因に基く場合の外,両地域相互間における本籍の移転は不可能であったため,朝鮮在籍者は日本国民中戸籍法の適用を受けない者として内地在籍者とは法律上明確に区別されてきた。しかもこの法制上の区別は,朝鮮人及び内地人という民族的区別とも一致し,且つ日本国内における朝鮮人の生活様式は内地人のそれに同化するに至っていない現状であるから,朝鮮の独立の承認及び朝鮮に対する主権の放棄によって日本国籍を喪失すべき朝鮮人の中には日本国内在住者をも含ませることとするのが実情に即する²¹⁾。

1945年以前は戸籍法の適用を受けない「朝鮮在籍者」と、その適用を受ける「内地在籍者」とは「法律上明確に区別」されてきた。しかもこの「法制上の区別」は「民族的区別」とも一致し、在日朝鮮人は日本に「同化するに至っていない現状」である。したがって、平和条約発効時の「朝鮮に対する主権の放棄」によって、在日朝鮮人も日本国籍を喪失するとするのが「実情に即する」という。すなわち、戸籍法にもとづく「法制上の区別」によって日本国籍を喪失する「朝鮮人」を確定し、在日朝鮮人もその「朝鮮人」に含ませ、日本国籍を喪失させるということである。

さらに四では、日本国籍取得の方法は、1950年に公布・施行された新国籍法の「帰化」の規定によるとしている。ここでは「帰化」の規定についてこれ以上の言及はないが、次の外務省管理局作成の文書は、それをより詳細に論じている。

以上の法務府案を受けて外務省管理局は、8月10日に「平和条約締結における国内「朝

鮮人」の地位に関する若干の考察」という文書を作成している。これは、平和条約が締結された後の在日朝鮮人の国籍、「日本への帰化」および「管理」等の諸問題を、「出入国管理令(改正案)、外国人登録令(改正案)及び国籍法の規定」によって検討したものである。

まず永住権については、「過去から日本に永住の意思をもって居住している「朝鮮人」は、出入国管理令の厳重な永住許可の条件に合致しない故をもって、テンポラリー居住者として取扱うことは事実上困難なるべく特別の意思表示のない限り、既得権として永住を認めざるを得まい」とする。ただし、出入国管理令の永住許可の要件(「そのものの素行が善良であること独立の生計を営むに足りる資産又は技能があることかつその者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可すればよい」)の解釈範囲が極めて広いので、日本政府は「その永住を容易に拒否」でき、管理できるとしている。次に退去強制については、「在留資格の喪失した者、在留期間の経過した者、麻薬又は大麻の不法所持者」、「不法入国者、外国人登録令違反で禁こ以上の刑に処せられた者又は二年以上有罪の判決を受けた者、少年で三年の懲役又は禁こ以上の刑に処せられた者、「中略」その他外務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行ったと認めた者」は、出入国管理令によって「退去を強制すればよい」としている。

そして「帰化」の問題については、新国籍法によって「帰化」を希望する者の大多数 が許可されるとしつつも、次のように論じていた。

しかしながら、思想及び治安の問題などから考えると、平和条約締結後は、前述の如く日本在住の「朝鮮人」の大部分を一応永住の外国人として認めることはやむを得ないとして、帰化に関しては、国籍法第四条第三号、第四号及び第六号の解釈を厳格にして、その帰化を制限して、好ましからぬ外国人として「朝鮮人」を強制退去させることができる途を開いておくように対処する必要があると考えられる。

これによると、「帰化に関しては、国籍法第四条第三号、第四号及び第六号の解釈を厳格にして、その帰化を制限」するとしている。実際に、1952年4月の「民事局通達」では、「条約発効後に、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もっぱら国籍法の帰化の手続きによることを要する」としたが、「朝鮮人及び台湾人は、国籍法第5条第2号の「日本国民であった者」及び第6条第4号の「日本の国籍を失った者」に該当しない」とされた。つまり、新国籍法第5条および第6条には、「日本

国籍を失った者」に対して「三年以上日本に住所又は居所を有するもの」に帰化を認めるなど、帰化要件を緩和する規定があるが²²⁾、この「民事局通達」では、朝鮮人・台湾人は「日本国籍を失った者」には該当しないとされ²³⁾、「帰化」は厳しく制限されることになった。

このように日本政府の在日朝鮮人政策の核心は、在日朝鮮人の法的地位や処遇を「思想及び治安の問題」として考えることにあった。つまり、「永住」を管理するだけでなく、「帰化」も制限して、「好ましからぬ外国人として「朝鮮人」を強制退去させることができる途を開いておく」ことが日本政府の基本方針だったのである。

この退去強制という暴力的な方法は、1949年2月の倭島英二・フィン(R.B.Finn)会 談、同年6月の白州次郎による強制送還提案、8月の吉田書簡、1950年12月の岡崎勝男 官房長官談話などで繰り返し表明されてきたものであり、その延長線上にあるものとし て位置づけられる²⁴⁾。日本の植民地主義は、被支配民族を排除と同化のイデオロギーに よって支配するものであるが、この時期は、同化よりも排除が前面に押し出されていた のである。

予備会談が開始されるほぼ1カ月前の9月28日,外務省管理局は「国内朝鮮人の法的 地位に関する対韓折衝方針(案)」をまとめた。

- 一 国籍の決定/講和条約の発効と共に国内朝鮮人は、一応自動的にすべて韓国人となる建前をとり、日本国籍を得たいものは、国籍法による帰化手続によらしめることとし、〔中略〕日本政府としては、帰化による方が日本国籍の取得をコントロールする自由があることを考えれば、国籍の変更は帰化によらせる方が適当であり、国籍選択権は認めない方がよい。
- 二 国籍の決定基準/国籍を決定する基準としては戸籍に拠ること。/(日本の戸籍法は朝鮮人には適用されず、朝鮮人はすべて朝鮮の戸籍法の適用をうけていた。したがって、平和条約による日本の朝鮮の独立承認が有効となった暁には、この戸籍という形式的要件を利用して誰が外国人としての朝鮮人であるかを決定する方が、過去における領土の割譲又は独立の際に行われたような言語その他の実質的要件に基いて住民の国籍を決定するよりも、簡明に処理できる。すなわち、平和条約締結の際に日本の戸籍をもっていないものはすべて日本の国籍を失うものとして処理する。)
- 三 外国人としての韓国人の国内法上の地位/外国人としての韓国人は、居住、学

業、財産獲得等すべての面について一般外国人と同待遇を与えることとし、終戦 前から居住するものに対しても特惠的地位を認めないこと。²⁵⁾

まず一の「国籍の決定」において、「国内朝鮮人は一応自動的にすべて韓国人となる建前」をとるとは、かつて韓国政府が外国人登録証の国籍欄の「大韓民国」表記を求めた際に、日本政府は GHQ の要請によりそれを非公式に認めていた経緯と ²⁶⁾、日韓会談においても韓国側がすべての在日朝鮮人が「韓国籍」だと主張してくるとの予測にもとづいて策定された方針だと考えられる。ただし「建前」としたのは、在日朝鮮人の国籍を「韓国籍」とするためには「条約の締結若しくは少なくとも大韓民国を承認する何等かの行為」が必要だが、それらが実現していないからであろう ²⁷⁾。日本国籍の取得については、先に述べたとおり「帰化」によってコントロールし、国籍選択権は認めないということだった。

二の「国籍の決定基準」は、8月6日の法務府の解釈を受けて、戸籍法を根拠に国籍を確定することを明示したものである。この方針については後日、法務府より「戸籍はこれに登録されている者が日本国籍を有することの認定の資料となるが、戸籍の記載そのものによって日本国籍の有無が決定されるのではないから、「国籍を決定する基準としては戸籍に拠る」という表現は正確でない」という修正意見が出された²⁸⁾。その後の資料は追跡できないが、法務府の修正意見が反映された形で、「日本国籍を喪失すべき朝鮮人の範囲」を決定する際の認定資料として植民地期の戸籍を利用する方針が固められていったと考えられる。

三の「外国人としての韓国人の国内法上の地位」では、居住、学業、財産獲得などについて一般の外国人と同待遇とし「特恵的地位は認めない」としている。ただしその説明書きでは、「永住権獲得の意思ある者にはこれを認めざるを得まい」と補足しているが、実際には、在日朝鮮人の「永住権」が認められたのではない。1952年4月に公布された、いわゆる「法律第126号」²⁹⁾によって「在留資格及び在留期間が決定されるまでの間」の暫定的な在留権が認められたに過ぎなかった。

また日韓会談開催の直前には、「在日韓国人に関する諸問題について綜合対策を研究討議連絡するため」、総理府大臣官房に「在日韓国人対策連絡会」が設置された³⁰⁾。ここで討議された事項は、「日韓会談、交渉に関する事項」(外務分科会)、「朝鮮人名義郵便貯金問題」「自発的帰国者の動産携行送金に関する事項」「その他の内国民待遇について」「世襲的文化財返還問題」(「財務分科会」)、「生活保護適用問題」「戦傷病者遺族等保護法の

適用問題」「失業対策」(「厚生分科会」),「教育対策」(「教育分科会」),「帰化問題」「入国制限問題」「退去強制」「収容施設問題」「公安に有害なる者の調査に関する事項」「在日韓国人の動向等に関する情報の収集」「関係法令違反の取締」「警備,警護の実施」(「治安分科会」)などであった。いずれも在日朝鮮人の法的地位および処遇についての重要事項が具体的に検討されていたと推測されるが,それらの分科会の議事録などの資料は今のところ見つかっていない。

3 第1会談での齟齬

3.1 予備会談での共同報告書ー出入国管理令の在日朝鮮人への適用をめぐる相違

GHQ は、対日占領の完了を前にして、日本の出入国管理と外国人登録に関する法整備が重要な課題だと考えていた 31)。このため GHQ は、1951 年 2 月に米国移民帰化局のコレア (N.D.Correa) を日本に呼び、出入国管理と外国人登録に関する法整備を担当させた。米国の移民国籍法案の作成に深く関わったコレアが加わったことによって、出入国管理と外国人登録に関する法整備の作業は急ピッチで進み、出入国管理令と外国人登録法(1952 年 4 月公布施行)が完成した 32)。

日本政府は、1951年10月4日に出入国管理令を公布し、11月1日より施行した。出入国管理令は、日本国家が外国人の出入国を管理し、在留資格の付与や退去強制などを網羅的に規定するものだった。日本政府はGHQとの議論の過程で、1947年の外国人登録令と同様に、当分のあいだ朝鮮人を外国人とみなすという、いわゆる「みなし規定」を設けて、出入国管理令を在日朝鮮人にも適用しようとしたが、GHQの反対で撤回された330。しかしサンフランシスコ平和条約の発効後、この出入国管理令は在日朝鮮人にも適用されることになり、在日朝鮮人の居住権を脅かすものとなった。後述のように、日韓会談では出入国管理令の在日朝鮮人への適用について議論がなされ、在日朝鮮人側は出入国管理令および日韓会談を厳しく批判することになる。

1951年10月20に予備会談が始まり、本会議の下に在日朝鮮人の法的地位および処遇問題を討議する委員会(韓国側は「在日韓僑法的地位分科委員会」、日本側は「処遇小委員会」と記した)が設置された。この在日朝鮮人法的地位処遇委員会は、1951年10月30日に始まり、翌1952年4月1日まで続けられた。またその任務は、在日朝鮮人の国籍、永住権、内国民待遇、退去強制など在日朝鮮人の法的地位および処遇問題について日韓双方の意見を調整し、協定案を作成して本会議に提出することだった。

1951 年 11 月 22 日の第 10 回委員会では、協定案を作成するための暫定的な共同報告書が作成され 34)、まずそれが本会議に提出された。共同報告書には双方の「見解」 35) も添付されていた。共同報告書は、在日朝鮮人の国籍、永住権、内国民待遇、引揚の場合の財産の処分及び搬出、退去強制の 5 項目からなり、その主な内容は以下のとおりである。

まず国籍については、「日本側代表は、在日朝鮮人は平和条約の発効の日から日本国籍を失うとの意見を述べ、韓国側代表は、これと異なる見解を述べたが、結局両国代表は日鮮両国人相互にわたる身分関係の安定を期するため両国政府はそれぞれ他の一方の国内法による取扱いを承認することが適当であるという点において意見が一致した」とされた。

この議論では、在日朝鮮人の国籍喪失の時点をめぐって日韓双方の意見が対立した。日本側は平和条約発効の日から国籍を喪失すると主張した。それに対して韓国側は、「韓国人は一九四五年八月九日に日本がポツダム宣言を受諾すると同時に日本の覇絆を離脱したのであり、その後一九四八年八月十五日に大韓民国政府が樹立されたことによって韓国国籍を取得したのであり、更に同年十二月の国籍法公布実施によって韓国人の国籍に関する法形式的措置は完成された」と主張した。このように在日朝鮮人の国籍喪失の時点について見解が対立したため、それぞれの「国内法による取扱を承認する」という妥協案が記されたのである。

国籍以外の永住権, 内国民待遇, 引揚の場合の財産の処分及び搬出, 退去強制は妥協 が成立せず, 双方の見解が併記される形となった。

永住権については、永住権の認定と出入国管理令の適用に関して双方の意見が整理された。韓国側は、「終戦前からの在日朝鮮人は当然且つ何等の手続を要せずして日本に永住する権利を認められるべきである」と主張した。韓国側「見解」では、「こうした権利は彼等の子孫にもおよぶべき」だとも記した。これに対して日本側は、「かかる朝鮮人も凡ての他の外国人と同様に出入国管理令の適用を受けるべきである」と主張した。「終戦前からの在日朝鮮人」と「彼等の子孫」の永住権を無条件に認定することを求めた韓国側と、あくまでもそれを拒否して出入国管理令の適用を主張する日本側との対立点は明確だった。

出入国管理令の適用について韓国側は、1945年以後に日本に入国した朝鮮人に対する 出入国管理令の適用は当然だが、1945年以前から日本に居住している朝鮮人に対しては 出入国管理令の関係規定の適用は排除されるべきだと主張した。それに対して日本側は、 1945年以前からの在日朝鮮人に対しても出入国管理令が適用されなければならないとの 原則は枉げられないが、「過渡的便法として同令に規定する永住許可の条件及び手続並び に永住許可申請に要する手数料の徴収等の適用については何等かの特例を設ける必要が あるか否か」について考慮中だと述べた。

内国民待遇について韓国側は、在日朝鮮人は「参政権等の如き国民固有の政治的権利義務」を除いて、すでに6年間日本国民と同一の待遇を受けてきたのだから、将来もその待遇は継続されるべきだと主張した。韓国側「見解」では、「世界人権宣言の目的を実現する精神の下に人権の保障を受けるべきであり、又財産権の享有、経済的活動の自由、教育動労、生活保護等を含む凡ゆる権利の享有において日本人と同一な待遇を受けねばならない」と述べている。それに対する日本側の主張は、「在留朝鮮人に対しかかる特別待遇を許與する意思はない」が、もし韓国側がそのような待遇を希望するならば、「国際慣例に基き相互主義の原則の下」に会談に応ずる意思がある。また、外国人に対し制限ないし禁止されている特定の権利又は資格にして現に在留朝鮮人が「日本人として」享有しているものについては、これらの朝鮮人が「日本国籍の喪失によって」不当にその利益を侵害されることのないよう臨時的に特別の措置をとることについて研究の余地がある、というものだった。韓国側が「世界人権宣言」の下での「人権の保障」を強調したのに対して、日本側が「国際慣例」にもとづく「相互主義の原則」と臨時的な特別措置で応じたことが特徴的である。

引揚の場合の財産の処分及び搬出については、日本側が「(1) 特定の物品例えば麻薬等の如きは当然制限を受くべきであること、(2) 財産搬出の名の下に密貿易が行われるようなことがあってはならない」と述べた点は、韓国側も了承した。しかし韓国側が、在日朝鮮人が本国に引揚げる場合は、「(1) 引揚のための財産の処分の自由を認めること、これに対し課税しないこと、(2) 引揚荷物の種類、量及び金額につき何等の制限を設けないこと、並びにこれに対し課税しないこと」を要望した点には、日本側は「更に研究の余地がある旨」述べて保留とした。

在日朝鮮人にとって最も深刻な影響が及んだ退去強制については、双方に次のような見解の差があった。韓国側は「出入国管理令の外国人強制退去に関する規定は在日朝鮮人に適用せられてはならないが、ただ暴力で政府の顚覆を企てるような悪質的な犯罪を犯した者に対しては強制退去を命ずるもやむを得ざるべく、従ってかかる者の強制退去については韓国政府もこれに協力する用意」があると述べた。それに対して日本側は、「出入国管理令の規定は国際慣例に基いて制定されたもので、在日朝鮮人にも適用されるべきであるが、日本政府は善良な朝鮮人の居住を不当に制限する意図を有しないのである

からその適用により一時に多数の在日朝鮮人が退去強制を受けることはない筈」だと述べた。

韓国側の主張は従来どおりのものだったが、日本側の主張には、出入国管理令が「国際慣例に基いて制定されたもの」だという新しい論理が付け加えられていた。日本政府はその後も「国際慣例」という表現をもちいて出入国管理令適用の正当性を主張することになる。先述のように、出入国管理令はアメリカの移民国籍法に基づいて制定されたのだが、ここでいう「国際慣例」とは、直接的にはアメリカの移民国籍法を指すものと見られる。より本質的には、近代欧米帝国主義列強が、おもにその植民地から移民してくる人々を管理、統制するために作り上げてきた「慣例」のことである。日本国家もまた、そうした「国際慣例」に基づいて制定された出入国管理令によって、在日朝鮮人を管理、統制することを主張したのである。

また日本側は、「善良な朝鮮人の居住を不当に制限する意図を有しない」と述べているが、出入国管理令第24条は「癩患者」「精神障害者」「貧困者」「身体障害者」なども退去強制の対象としており36)、日本政府の裁量しだいで拡大適用できるものだった。それゆえ韓国側は、「出入国管理令に定むる多数の退去事由をもってしてはそういう意図を表わすに不適当ではないか」と指摘したのである。

3.2 協定案- 「大韓民国国民」「退去強制」の承認

その後の討議は1951年11月30日に再開された。それまでは、双方の原則論的見解が主張されて意見一致を見なかったため、11月30日からの委員会では原則論を繰り返すことをやめ、個々の具体的問題、つまり居住権、退去強制、待遇などについて討議することになった370。12月12日には韓国側協定案、同18日には日本側協定案、その後も、複数回にわたって双方の修正協定案が提示され、それらに対する討議が行われた。

こうして「在日韓人の国籍及び処遇に関する協定案」を策定するための協議が4月1日の委員会まで続けられた。だが双方は「全面的合意意に到らず〔中略〕意見相違の点は本会議の処置にゆだねる」こととし、委員会は打ち切られた³⁸⁾。結局、本会議は財産請求権問題をめぐって紛糾し決裂してしまったため、在日朝鮮人の法的地位及び処遇は本会議では討議されなかった。ここでは、4月1日の最終協議で韓国側が提示した協定案によって、双方が合意した内容を検討する³⁹⁾。そのおもな条項は以下のとおりである。

第1条

この協定において,在日韓人とは,太平洋戦争の戦闘の終止した日以前から引き 続き日本国に住所を有する韓人をいう。

第2条

- 1 大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する。
- 2 大韓民国及び日本国は、この協定の効力発生日にいたるまでのある時期において、韓人および日本人は相互の身分関係に関して、ある一方の当事国の法令を適用することによって、すでに発生した効力を承認する。

第3条

- 1 日本国政府は、在日韓人がこの協定の効力発生日から二年以内に大韓民国政府の発給する登録証明書を添付し、日本国政府に永住許可を申請するときには、此を許可する。この場合、一般外国人に適用される永住許可の条件、手続き、および手数料に関する日本国の法令の規定は、適用してはならない。
- 2 前項の規定に依り、永住許可を受けた在日韓人の日本国からの退去の強制に 関しては、この協定の効力発生から三年間(日本主張)、五年間(韓国主張)、大 韓民国政府および日本国政府の当該機関が、その実施のために必要な事項に関 して協議して行う。

まず第2条1項は、日韓両政府が「在日韓人が大韓民国国民であること」を承認した ものである。双方がこれに合意したのは、韓国政府が在日朝鮮人を大韓民国国民として 登録する作業を進め、それを GHQ と日本政府が容認していたからだと考えられる。その 経緯をやや詳しく見ておこう。

韓国政府は、1949年6月25日の外務部令第4号「在外国民登録令」の公布に続いて40)、11月24日に法律第70号「在外国民登録法」を公布、施行した41)。在日朝鮮人の登録はこの法律にもとづいて実施されたのだが、駐日代表部が民団に事務を委嘱して始められたという42)。この「在外国民登録法」の制定と国民登録作業の実施は、韓国が朝鮮半島における唯一正統な国家であるという威信を示し、在日朝鮮人を韓国民として管理するための措置だった。国民登録は、その登録事項として「本籍」「住所」「姓名」「生年月日」「職業」のほかに「兵役関係」もあったことから、朝鮮戦争下での徴兵の基礎データにもなっただろう。

駐日代表部と民団は、「大韓民国国民登録証」の所持者の「優先登録を施行」し、外国

人登録令の国籍欄に「大韓民国」と記載することを GHQ および日本政府に求めていた ⁴³⁾。 在外国民登録と日本の外国人登録との連結を模索していたのである。

これに対して GHQ 外交局は 1950 年 1 月, 駐日代表部と民団が進める在外国民登録を 事実上容認した上で, 1949 年 12 月に改定された外国人登録令(1950 年 1 月施行)に則って外国人登録証の国籍欄への「韓国」または「大韓民国」の記載を承認することを日本 外務省に通告した ⁴⁴⁾。ただし、それらの名称の使用は国籍を決定するものではないとされた。 GHQ の「在日朝鮮人の地位」に対する最終的な結論は、在日朝鮮人は平和条約の 発効までは日本国籍を維持し、国籍決定の問題は日韓両政府間に行なわれる交渉によって解決されるというものだったからである ⁴⁵⁾。

日本政府は、在日朝鮮人の国籍は平和条約発効時までは日本であるという建前であったため、上記の駐日代表部と民団が提示した提案を拒否した⁴⁶⁾。しかし GHQ 側の上記の通告に対しては、1950年2月23日に民事局長通達第54号を出して、外国人登録証の国籍と実際の国籍を連動させないことを確認した上で、登録証の国籍欄に「大韓民国」または「韓国」と記載することを容認することになった⁴⁷⁾。

そして 1951 年 10 月, 平和条約締結直後に日韓予備会談が開催され, その中で在日朝 鮮人の国籍について討議された。翌 52 年 4 月 1 日の協定案に「在日韓人が大韓民国国民 であること」が記載され, 日韓双方がそれに暫定的に合意することになったのである。

日本政府が「在日韓人が大韓民国国民であること」に合意したのは、平和条約発効後は在日朝鮮人を「大韓民国国民」として管理した方が都合がよいと判断していたからだと考えられる。実際に交渉に関わった法務省民事局長・平賀健太によれば、日本政府側は「在日朝鮮人は全部韓国民である、まさかの時には韓国政府で責任をとってもらおうということをはっきりうち出しておきたいという考えが強かった」という。「まさかの時」とは「退去強制」の場合のことであり、「退去強制する場合に国交のない北鮮に引き取ってもらうわけにもいかず、韓国に引き取ってもらわなければならない」ので、日本側としても在日朝鮮人を「大韓民国国民」とすることは「差支え」なく「希望」するところだったのである 480。

国籍に関連して、当時の国際社会で見られた国籍選択の方法を日韓両政府が採用しなかったことについても見ておきたい。まず、韓国政府内には国籍選択の方法を主張する意見もあったようだが、最終的にはすべての在日朝鮮人を「大韓民国国民」とすることを政府の方針とした⁴⁹⁾。

一方、日本側の考えは、以下の法務省民事局長・平賀の発言に最もよく現れている。平

賀によれば、国籍選択の方法は「割譲地域における欧米の条約」には見られたが、採用しなかったという。それは、「一旦日本国籍を与えてしまうと過去にどんな犯罪歴があり、また今後どんな犯罪を犯しても退去強制はできなくなる」こと、「国籍を付与すると選挙権もあるし被選挙権もある。大阪の生野区のように住民に朝鮮人が非常に多い区もあるし、そういう所では、朝鮮人の国会議員が出る可能性もあり、内心には朝鮮に忠誠を誓うような人間をかかえこむ」ことになっては困るからだった500。つまり、日本国籍を取得した在日朝鮮人への退去強制の適用が不可能になり、選挙権・被選挙権が生じるという事態を防ぐために、日本政府は国籍選択権を認めなかった。そのうえで日本国籍の取得はあくまでも帰化によるものとし、その場合も「ある程度ふるいにかけ」、「これならという者」に限定すべきだと考えていたのである510。

次に第2条2項は、予備会談で在日朝鮮人の国籍喪失の時期をめぐる解釈が対立していたため、「いずれかの一方の当事国の法令の適用により既に生じた効力を承認する」として双方の異なる解釈を容認し、前年11月の妥協案を条文化したものである。

第3条1項は、「大韓民国政府の発給する登録証明書を添付して日本国政府に永住許可を申請」した場合に限って永住権を与えるとしている。これは、在外国民登録と日本の永住権を連動させようとしたもので、韓国民のみが日本の永住許可申請が可能だとした1965年の「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」の原型となるものである。また、永住許可の条件、手続及び手数料については特別措置を講ずることとした。

第3条2項は、前年11月に施行されていた出入国管理令の退去強制条項を、在日朝鮮人に適用することを承認する条項である。当初は、韓国側が「暴力革命分子」を除いて退去強制を行わないことを要求していたのに対し、日本側は一般外国人と同様に出入国管理令を適用すると主張して譲らなかった。交渉の結果、妥協が成立し、協定の発効から一定期間は日韓双方が「協議」を行うことによって退去強制の濫用を防ぐことをめざすとされた。これは韓国側の要請によって設けられた条項だが、日本側の協定案では「協議」の期間が「3年」とされていたが、韓国側は「5年」を主張し、対立が続いた。いずれにしても、出入国管理令の退去強制条項の適用は、当事者である在日朝鮮人にとっては、居住権および生存権が脅かされる深刻な問題だった。

その他に韓国側は、「在日韓国人」に対して内国民待遇を与えること、帰国に際する送金と荷物の携行を無制限に認めることを要求したが、日本側はやはり一般外国人と同様の処遇を行うという原則を主張した。ただし日本側は、「善良な韓人をして、徒らに不安

に陥入れることを避けるよう過渡的に適当な特別措置を講ずるという方針」だと付言もした 520。たとえば生活保護については、生活保護法は日本国民に対してのみ適用することを原則とするが、諸種の事情で外国人に対して、経過的に、生活保護を必要とする場合においては、「別途の法的措置により、一定期間を限り、同法を準用するものとする」として、在日朝鮮人にも生活保護は当分の間、実施するとしていた 530。

結局,日韓両政府は在日朝鮮人の法的地位および処遇についての協定に合意することはできなかった。しかし日本政府は、4月19日付の法務府「民事局通達」によって、同28日の平和条約の発効とともに「朝鮮及び台湾は、条約発効の日から日本の領土から分離することになるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本国籍を喪失する」措置をとった。また、法律第126号によって「別に法律が定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間は本邦に在留することができる」ことになったが、この日施行された外国人登録法と、前年11月に施行されていた出入国管理令が適用されることになった。日本政府は、出入国管理令にもとづく退去強制を実施する場合には韓国政府と協議するとし、生活保護法については在日朝鮮人にも準用する措置をとったが、在日朝鮮人の居住権、生活権は、平和条約以前に比べて、よりいっそう不安定なものになっていた。

4 在日朝鮮人の認識と対応 - 退去強制批判

では、在日朝鮮人自身はこのような状況をどのように認識し、どのように対応していたのだろうか。これについてはすでに外村が論じているが、それを参考にしつつやや詳細に見ておきたい。

まず民団は、1951年10月12日に第14回中央議事会を開催し、日韓会談を前にして「在日韓僑の法的地位に関する問題」「追放問題」「既得権問題」等の項目について論議している。そこで、「1. 中央議事会の名で声明書を出すこと」「2. 専門委員会(5名)を設置して韓国代表団の諮問に応ずること」「3. 10月20日、全国地域別に、在日同胞既得権確保民衆大会を開催し、声明を関係当局に発送すること」の3項目を決議した54)。そのうち、1の声明書と2の専門委員会での議論の中身は不明だが、3については東京での民衆大会の様子を知ることができる。

高成浩によれば、1951年10月20日、東京の居留民団中総に約300名の団員が集まって民衆大会が開かれた。そこでは、「11月1日より施行しようとしている出入国管理令の

発布によって、在日僑胞の法的地位も非常に重大局面に逢着」しており、この問題の解決のために開催される「韓米日合同会議の成果如何」では「三千万民族に與える影響も亦甚大だ」との指摘がなされ、3つの基本的要求が決議されたという。

- 一 在日同胞の国籍は一律的に「大韓民国」とすること
- 二 1945 年 8 月 15 日以前から居住する韓僑に対しては、無条件永住権を附與し、現 在の既得権をそのまま附與すること
- 三 出入国管理令に依る強制送還の場合は、日本政府の独断でせず韓日共同委員会 を設置し、在日大韓民国居留民団と完全な合議によってなすこと ⁵⁵⁾

この民団の決議は、国籍は一律に「大韓民国」とし、出入国管理令を認めた上で強制 送還は民団との「合議」によって実施するなど、日韓会談での韓国側の主張とほぼ同じ ものだった。

ただし外村によると、民団に結集する在日朝鮮人の間では、実際にはより具体的で多様な要求が語られていたという。例えば民団幹部の金熙明によれば、民団内部では、出入国管理令からの適用除外、世界人権宣言にもとづく平等原則の貫徹、国政および地方参政権以外の教育・労働・社会等一般社会生活に関係する公職の選挙権・被選挙権・被任権の付与、自主教育実施、金融・就労・民政保護・失業救済・社会保障制度などを現今の如く継続し積極化すること、本国への旅行の自由、日本国籍帰化要望者に対する善処などについて議論されていた 560。

これに対して在日朝鮮統一民主戦線(以下、民戦)は、サンフランシスコ平和条約の締結、日韓会談の開始、そして出入国管理令の制定によって、在日朝鮮人への抑圧政策が一段と強まったとして、それらに反対する運動を展開した。特に1951年10月、民戦は、出入国管理令の公布に際して、朝鮮人強制追放反対闘争全国委員会を結成し、開催中の日韓会談と結びつけて各地で強制追放反対人民大会を開催した570。

たとえば朝鮮人強制追放反対闘争東京委員会は,1951年10月12日付で「国会,各政党,各議員への要請」状を提出し、次のように訴えた。

このたびの政令第三一九号として制定した『出入国管理令』は密入国者に対する 処置より、更に飛躍して、朝鮮人全体に適用される広汎な政令として極めて重視さ るべきものであり、特に新聞、ラジオ等が、頻りに朝鮮人の強制送還を報じている ので、在日六○万朝鮮人は多大な脅威を受け、不安におののいている 58)。

とりわけ出入国管理令は「長年日本に居住していた善良な朝鮮人をも、追放対象」とし、「病人、生活保護法の適用によって、生計を立てているものすら追放」しようとし、「非人道的な政治的意図を持つものであり〔中略〕大国の隷属国になりつつある日本の現実を憂い、アジア民族の共通の利益の繁栄のために努力している朝鮮人、中国人に主たる矛先を向けたもの」で、「日本国内の社会的経済的不安を朝鮮人に転嫁しようとする政治的ねらい」があると断じた5%。これは、出入国管理令の在日朝鮮人への適用を認めた日韓会談に対する批判でもあった。

その一方で民戦は「日韓会談・強制送還・韓国国籍強要粉砕闘争」を「朝鮮民主主義 共和国に対し愛国性を高める運動」として推進していた⁶⁰⁾。また「国籍選択の自由」を 主張したが、「国籍は人民共和国国籍を内容とせねばならない」というもので、朝鮮民主 主義人民共和国支持への結集をめざす傾向があった⁶¹⁾。

こうした民団や民戦とは立場を異にする運動と議論もあった。たとえば、前記の民団の決議事項に批判的な人々や朝鮮統一民主同志会の会員らは「在日韓民族出入国管理令適用反対共同闘争委員会」(以下、共同闘争委員会) 62) を結成して、出入国管理令の問題点を指摘した。

- 一 管理令の追放対象は、所謂アカだとか、クロだとかいって、区別されるもので なく全在日朝鮮人を適用対象にしていること
- 二 新聞通信等でも報道されている通り、現在のままでは日本政府としても、すぐ 追放措置がとれないので、日韓会談でもって、まず在日朝鮮人の「法的地位」を 規定し、それがきまり次第、此の管理令を自動的に適用しようとしていること
- 三 管理令の所謂「強制退去」の項は係官の解釈次第で、誰でも追放該当者に仕上 げられるおそれのある、あいまいなものであり、反證を挙げても裁判等の手続を 経ないから、係官の判断一つで、一個の人間の運命が左右されるという、二十世 紀の立法令では類稀な、危険千万な政令であること
- 四 在日朝鮮人の居住事由という法以前の現実を無視し、しかも病人とか生活貧困者とかいうものまで強制追放の対象にしている点⁽³⁾

そのうえで共同闘争委員会は、以下のような運動を行なうことを提起している。

- (一) に関しては、然るが故に、この問題は在日朝鮮人間の過去の行きがかりを捨て、 全民族的な立場で反対せねばならない
- (二) については、現在一つの朝鮮の中に、現実として二つの政府があるが、その一方が日本政府との交渉で、全在日朝鮮人の個人々々が自己の意志で選択する自由を持つ、国籍を勝手にきめることは、国際的諸規定からみても違法であり、特に「世界人権宣言」の重大な侵犯である。故に原則的には全在日朝鮮人は、統一された「朝鮮国」の国民であるべきであり(この点では意見の差があった)、いますぐ国籍をきめねばならぬとすれば、その選択の自由が、当然に許容されるべきある
- (三)は、政令自体が極めて不備であるが故に、その撤廃を要請するが、もし日本政府が〔中略〕この条文の存続を固守するならば、われらは一九四五年八月十五日現在で日本に居住する朝鮮人に、適用することをあくまで反対する
- (四) は、日本国民の正義と人道の名においても許すべからざる政令であることを、 日本国民にも為政者にも強く訴えて、その注意を喚起せねばならない義務がわれ らにある ⁶⁴。

このように共同闘争委員会は、出入国管理令には「全民族的な立場」から反対すべきこと、世界人権宣言からも国籍選択権を認めるべきこと、原則としては出入国管理令事態の撤廃を要求し、それがかなわなくとも植民地期に在日するようになった朝鮮人への適用にはあくまで反対すること、などの運動方針を示して、出入国管理令とその在日朝鮮人への適用を認めた日韓会談を弾劾した。

さらに共同闘争委員会は、日韓会談の韓国側代表に対しては、「国籍強要」というような非民主的誤謬をおかさないよう申し入れを行い、民団に対しても「独善と民族の分裂離間策にのらざるよう全民族的規模で共に闘わねばならぬ問題であることを指摘」し、民戦の強制追放反対闘争委員会には「全般的運動が、階級闘争偏重にならざるよう提案」して、「統一戦線の拡大」を訴えた。

以上のように、民団、民戦、共同闘争委員会の三者が強調したところは異なっていた。とはいえ、三者の主張には共通点もあった。それは、在日朝鮮人は日本の植民地支配によって存在するようになったため、日本に在留する権利を有し、少なくとも生活面では日本人と同等の権利が認められるべきだということである。それゆえに三つの民族運動団体は、在日朝鮮人の居住権や生活権は出入国管理令や日韓会談の結果によって侵害さ

れてはならないと主張し、とりわけ在日朝鮮人の存在それ自体をおびやかす退去強制を 厳しく批判していた。在日朝鮮人の存在が日本の植民地支配に起因しているという認識 は在日朝鮮人の間に広く共有されていたと言うことができる。

他方、日本人の中には、布施辰治や平野義太郎、尾形昭二、風見章、桑原武夫などのように国籍選択の自由や出入国管理令反対を訴える人々もいた⁶⁵⁾。たとえば、日本政府による治安立法、団体等規制令、労働三法等の改悪企図をくいとめるために結成された「悪法反対懇談会」は、1951年12月23日に会員56名の連署で「朝鮮人強制追放に関する声明書」を出した。それによると、「第一に如何なる政府も、在留外国人にたいし、本人の意志に反し特定の国籍を強要することはできない。〔中略〕第二にこれらの朝鮮人は、いずれも禁を犯して不法入国してきた人々ではない。朝鮮が日本の植民地となって以来の日本政府の政策により、低賃金の労働者として、日本に誘致されたものである」。「出入国管理令の適用により、在日朝鮮人六拾四万人を韓国人として扱い、その大多数の強制追放を実行せんと意図していると伝えられたが、これは不法も甚だしいもの」だとして日本政府を批判した⁶⁶⁾。

当時、中国研究所長であった平野義太郎は、1948年に国連総会で採択された世界人権宣言第2条で、すべての人は「この宣言にかかげられたすべての権利と自由を享受する権利がある」として、在日朝鮮人も「民族的差別にたいして断乎として反対する基本的人権がこの宣言で認められている」と述べる。同第15条の「何びとも国籍をもつ権利を有する。/何びとも専断的に、自己の国籍を剥奪されたり、またはその国籍を変更する権利を否定されることはない」ことを挙げて、この条文こそが「国籍選択の自由を宣言」しているのであり、「吉田政府と李承晩政府とが、専断的に政治的に話しあうことで、在日朝鮮人の国籍を勝手に、韓国籍に押しつけることはできない」とも述べている 67)。

元外務省調査局長の尾形昭二は、「国際法および慣例が、領土の移転にあたって、その居住民の国籍選択の自由を認めている」として平野と同様のことを述べていた ⁶⁸⁾。さらに尾形は、日本が在日朝鮮人を「大韓民国政府治下に強制送還するがごときことは、政治的見解の相違によって亡命した外国人に、「逃避の権利」を認める国際法の原則に背反する」ばかりでなく、「現実の問題として、これら朝鮮人の生命を、明白な危険にさらすものであって、人道上も許すべからざる行為」だとして、出入国管理令による退去強制を批判した ⁶⁹⁾。そしてむしろ「朝鮮人は、過去三十有余年、民族の独立を奪われ日本の支配のもとに立たされ、しかも在日朝鮮人は、その間、たえず侮蔑と差別待遇のもとに、一般に恵まれない生活を強いられてきた」とし、「日本は彼らを、対等者として、かつ特

別の親近者として、温かく過すべき」だと主張した。

国会でも、外国人登録法や法律第126号をめぐって、在日朝鮮人が植民地支配の犠牲者であり、日本に生活基盤を持つ人々に対して不当な扱いだと批判する野党の国会議員もいた70°。

こうした人々の主張は、在日朝鮮人が植民地支配の被害者であるとの認識から、また世界人権宣言や日本国憲法の基本的人権の理念を根拠に、国籍選択の自由や出入国管理令に反対したものだといえる。しかし、日本社会全体からみると、在日朝鮮人問題の居住権や生活権に関心を寄せる日本人は少数であった。

おわりに

第1次会談における,日韓両政府の在日朝鮮人法的地位および処遇に対する認識と処理,そしてそれに対する在日朝鮮人の対応について整理しておこう。

まず、韓国政府が在日朝鮮人の法的地位を日韓間で協議し確定しなければならなかったのは、朝鮮半島の唯一正統な国民国家として在日朝鮮人を在外国民として管理する必要があったためである。特に朝鮮戦争下において、日本からの「悪質共産分子」を引取る際の日韓間の条約締結が必要となり、そのためにも在日朝鮮人の法的地位を確定する必要が生じた。第1次会談において韓国政府は、在日朝鮮人の永住権や生活権を擁護する態度を示しもしたが、基本的には朝鮮半島の正統な国民国家として、「悪質共産分子」および在外国民を管理することを優先した。したがって、そうした韓国政府の立場は、分断と冷戦の影響をより強く受けたものだった。

在日朝鮮人の法的地位および処遇に関する日韓間の交渉を仲介した GHQ は、「悪質共産分子の追放」に関心を集中させていた。朝鮮戦争が勃発すると、そうした姿勢はますます強まり、早くから韓国側に「悪質共産分子」の引取りを要請していた。世界人権宣言を意識して、日本政府の行きすぎた行動を抑えようとしたこともあったが、在日朝鮮人の在留権や生活権にはほとんど関心を持たず、日本政府の矛盾した政策を容認していた。

日本政府は、1950年代初めに在日朝鮮人の居住権や生活権が侵害されたことにおいて、 最も大きな責任を負っていた。日韓会談における日本政府の考え方の核心は、在日朝鮮 人の法的地位や処遇を「思想及び治安の問題」として考え、「帰化を制限して、好ましか らぬ外国人として「朝鮮人」を強制退去する途を開いておく」ことにあった。こうした 考え方は日本の植民地主義にもとづくものだが、同化よりも排除の側面を強調するものだったと言える。朝鮮戦争下の冷戦が熱戦化した状況において、排除が前面化した植民地主義はより強化されたのである。

これに対して当事者である在日朝鮮人は、居住権や生活権を根底から否定する退去強制に脅威を感じ、厳しく批判していた。それは、ある在日朝鮮人が「過去の支配者たちのとった非人道的な反動的な差別と弾圧政策が継続され、強化された結果に他ならない」と日本政府による強制送還を批判したように 711、過去の植民地支配の歴史的経験に裏付けられたものだった。

1951年から52年の日韓会談での在日朝鮮人の法的地位および処遇問題についての議論は、植民地主義、分断、冷戦が織りこまれたものだといえるが、とりわけ日本の植民地主義が突出していた。1952年4月に第1次会談が決裂し、サンフランシスコ平和条約が発効すると、日本政府は退去強制措置を強めていった。在日朝鮮人への暴力は激化していたのである。

注

- 1) 第1次会談の予備会談は1951年10月20日から12月4日まで、本会談は1952年2月15日から4月24日までである。ただし、在日朝鮮人の法的地位および処遇を討議する委員会は、予備会談の本会議が終わった12月4日以降も続けられた。
- 2) 本稿では、「朝鮮籍」または「韓国籍」のまま日本に居住し続けた人々を、在日朝鮮人と呼ぶことにする。
- 3) 飛田雄一 (1980)「サンフランシスコ平和条約と在日朝鮮人」『在日朝鮮人史研究』第6号,金太基 (1991)「在日韓国人三世の法的地位と「一九六五年韓日協定」(一)」『一橋論叢』第105巻第1号,金太基 (1997)「第6章第2節 韓日会談と在日朝鮮人」『戦後日本政治と在日朝鮮人問題 SCAPの対在日朝鮮人政策1945-1952年』勁草書房, 도노무라 마사루(2005)「한일회담과 재일조선인 법적지위와 처우 문제를 중심으로 -」『역사문제연구』No.14, 장박진(2009)「한일회담 개시전 한국정부의 재일한국인 문제에 대한 대응 분석: 대한민국의 국가정체성과 "재일성"(在日性)의 기원」『아세아연구』52-1, 장박진(2009)「초기 한일회담(예비제 3 차)에서의 재일한국인 문제의 교섭과정 분석: 한일 양국의 교섭목표와 전후 '재일성'(在日性)형성의 논리」『국제지역연구』Vol.18, No.2, 小林玲子(2011)「日韓会談と「在日」の法的地位問題」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著(2011)『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ脱植民地化編』法政大学出版局, pp.297-324, 所収, 吉澤文寿(2011)「日韓会談における「在日韓国人」法的地位交渉 国籍・永住許可・退去強制問題を中心に 」『朝鮮史研究会論文集』No.49。
- 4) 金東椿 (2008) 『朝鮮戦争の社会史 避難・占領・虐殺』平凡社, p.10。

- 5) 金太基 (1997), 前掲書, pp.257-258。
- 6) 鄭栄桓(2013) 『朝鮮独立への隘路 在日朝鮮人の解放五年史』法政大学出版局、p.321。
- 7) 도노무라 (2005. 外村). 前掲論文。
- 8) 도노무라 (2005. 外村). 前揭論文。
- 9) 韓国政府公開韓日会談文書「在日同胞中一部悪質分子強制送還問題 및 在日韓国人의 法的 地位에 関한 件」(外務部長官→駐日大使,1951.7.19) 723.1A / 78「한일회담 예비회담 (1951.10.20-12.4) 재일한인의 법적지위문제 사전교섭,1951.5-9」.
- 10) 韓国政府公開韓日会談文書「在日韓国居留民의 法的地位確定에 関한 請訓의 件」(駐日代表部公使金龍周→外務部長官,1951.6.28) 723.1A / 78「한일회담 예비회담 (1951.10.20-12.4) 재일한인의 법적지위문제 사전교섭,1951.5-9」.
- 11) 金太基 (1997), 前掲書, p.623, 651, 652。
- 12) 韓国政府公開韓日会談文書「在日同胞의 法的地位에 関한 件」(1951.7.3) 723.1A / 78 「한일회담 예비회담 (1951.10.20-12.4) 재일한인의 법적지위문제 사전교섭, 1951.5-9」.
- 13) 韓国政府公開韓日会談文書「在日同胞中一部悪質分子強制送還問題 및 在日韓国人의 法的 地位에 関む 件」(外務部長官→駐日大使,1951.7.19) 723.1A / 78「한일회담 예비회담 (1951.10.20-12.4) 재일한인의 법적지위문제 사전교섭,1951.5-9」同前。
- 14) 韓国政府公開韓日会談文書「在日韓人法的地位決定에 関한 会議結果報告의 件」(駐日代表部大使申性模→外務部長官,1951.8.24) 723.1A / 78「한일회담 예비회담 (1951.10.20-12.4) 재일한인의 법적지위문제 사전교섭,1951.5-9」.
- 15) 韓国政府公開韓日会談文書「在日韓僑의 法的地位에 関한 日本政府과의 交渉에 関한 件」(外務部長官→駐日大使,1951.9.4) 723.1A / 78「한일회담 예비회담 (1951.10.20-12.4) 재일한인의 법적지위문제 사전교섭,1951.5-9」.
- 16) 同前。
- 17) 韓国政府公開韓日会談文書「在日韓僑의 国籍 및 居住権問題에 関한 件」(外務部長官→駐日大使,1951.9.14) 723.1A / 78「한일회담 예비회담 (1951.10.20-12.4) 재일한인의 법적지위문제 사전교섭,1951.5-9」.
- 18) 金太基 (1997), 前掲書, p.723。
- 19) 日本政府公開日韓会談文書,文書番号 548(以下,文書番号は数字のみ記す)「平和条約に伴う国籍問題等処理要綱(案)(昭和二六,八,六民事局印)」(1951年8月6日,法務府民事局)。
- 20) 鄭栄桓 (2013), 前掲書, p.85。
- 21) 注19) に同じ。
- 22) 「法律第百四十七号 国籍法」『官報 (号外)』第41号, 1950年5月4日。
- 23) 遠藤正敬(2013)『戸籍と国籍の近現代史 民族・血統・日本人』明石書店, p.249。
- 24) ロバート・リケット (2006) 「IV 朝鮮戦争前後における在日朝鮮人政策 戦後「単一民族 国家」の起点」大沼久夫編 (2006) 『朝鮮戦争と日本』新幹社, p.212, pp.216-217, 金太基 (1997), 前掲書, p.687。

- 25) 日本政府公開日韓会談文書 549「国内朝鮮人の法的地位に関する対韓折衝方針(案) (二六,九,二八, 管, 総)」(1951年9月28日)。
- 26) 金太基 (1997), 前掲書, p.676。
- 27) 日本政府公開日韓会談文書 549「日韓交渉に関し伺いの件」(千葉皓外務事務官から倭島英 二管理局長宛て書簡, 1951 年 10 月 15 日)。
- 28) 法務府は、平和条約による「日本国籍を喪失すべき朝鮮人の範囲」については、「1 出生の時において父が朝鮮人であるか固有の日本人であるかの区別に従う。父が知れない者については、母が朝鮮人であるか、固有の日本人であるかの区別に従う。2 右 1 にかかわらず、平和条約発効にいたるまでの間において〔中略〕日本の戸籍に入籍すべき事由の生じた者は、出生の時朝鮮人であっても固有の日本人たる身分を取得したものとし、日本の戸籍から除籍すべき事由の生じた者は、出生の時固有の日本人であっても朝鮮人たる身分を取得したものとする」という基準によって決定すべきだとした。日本政府公開日韓会談文書 549「国内朝鮮人の法的地位に関する対韓折衝方針に対する意見(案)」(作成部署と作成日は不明だが、前後の資料より、10 月 10 日から 15 日の間に法務府によって作成されたと考えられる)。
- 29) 「ポッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」(1952年4月28日公布)を制定。「別に法律に定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく、本邦に在留することができる」とした。
- 30) この連絡会は、内閣官房副長官(議長)と関係各機関の局部長によって構成され、さらにその下に、外務分科会第一(外務省)、財務分科会第二(大蔵省)、厚生分科会第三(厚生省)、教育分科会第四(文部省)、治安分科会第五(法務省)が置かれ、主要事項について連絡、研究、討議がなされた。日本政府公開日韓会談文書550「在日韓国人対策連絡会設置運営要綱」(作成部署と作成日は不明だが、前後の文書の日付より、1951年9月末から10月初め頃に作成されたと推測される)。
- 31) 金太基 (1997), 前掲書, p.701。
- 32) ロバート・リケット (2006), 前掲論文, pp.222-228。
- 33) ロバート・リケット (2006), 前掲論文, pp.229-231。GHQ は, 「国際法遵守」(例えば, 在日朝鮮人が法的には日本国籍者であること, 国籍の剥奪を禁止した世界人権宣言, 国連の注視など) の立場から「みなし規定」に反対したという。
- 34) 日本政府公開日韓会談文書 229「在日朝鮮人の法的地位に関する小委員会の経過報告(昭和二十六年十一月二十二日)」(1951年11月22日)。
- 35) 日本政府公開日韓会談文書 229「在日韓国人の法的地位についての韓国側見解(昭和二十六年十一月十日,日韓会談小委員会韓国側代表提出)」(1951年11月10日),日本政府公開日韓会談文書 225「在留韓国人の法的地位についての日本側見解(昭和二十六年十一月十二日,日韓会談小委員会日本代表提出)」(1951年11月12日)。
- 36) 『官報』 第7422 号、1951 年 10 月 4 日。

- 37) 日本政府公開日韓会談文書 230「日韓会談第二次処遇委員会(第一回)」(1951 年 11 月 30 日)。
- 38) 日本政府公開日韓会談文書 119「日韓会談第三次処遇委員会(第一五回)」(1952 年 4 月 1 日)。
- 39) 韓国政府公開韓日会談文書「第三十六次在日韓人法的地位分科委員会経過」(1952.4.1) 723.1JA / 81「제1 차 한일회담 (1952.2.15-4.21) 재일한인의 법적지위위원회 회의록,제1-36 차,1951.10.30-1952.4.1」。なお日本側は、4月3日、9日にも協定案を作成しており、4月9日案が「日本側最終案」だとしている(日本政府公開日韓会談文書557「在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案(四月三日)」(1952年4月3日)、「「在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案(四月九日)」(1952年4月9日)、「在日韓人の国籍及び処遇に関する協定案(昭二七、七、一五)」(1952年7月15日))。
- 40) 『官報』第119号, 大韓民国政府公報処, 1949年6月25日。
- 41) 『官報(号外)』 大韓民国政府公報処, 1949年11月24日。
- 42) 法務省入国管理局 (1953) 『入管執務調査資料第七号 在留朝鮮人の動きと日韓関係 昭和 二十八年六月 』、pp.6-7。
- 43) 鄭栄桓 (2013), 前掲書, pp.303-305。
- 44) ロバート・リケット (2006), 前掲論文, p.224, 鄭栄桓 (2013), 前掲書, pp.306-307。
- 45) このような「在日朝鮮人の地位」に対する結論が導かれる過程で、GHQ 外交局、民政局、司法局と国務省との間で議論が行なわれた。それについては、金太基(1997)、「第五節「第二局員研究」(1949 年 5 月 2 日)」前掲書を参照。
- 46) 鄭栄桓 (2013), 前掲書, p.303。
- 47) 姜徹編 (1983) 『在日朝鮮人史年表』 雄山閣, p.282, ロバート・リケット (2006), 前掲論 文, p.224。
- 48) 日本政府公開日韓会談文書 1125 「国交正常化交渉の記録総説 2 (第一次会談)」 2-47 ~ 48。
- 49)韓国側代表の兪鎭午が平賀に語った話によると、韓国政府内には「老年の理想主義者で血統主義を唱える者と、若い実利主義者で国籍選択権を説くものとの二派」があって論争となり、一時は国籍選択権を認める方針に転換したが、結局それは撤回され、国籍選択権を認めないという結論にいたったという(日本政府公開日韓会談文書 1125「国交正常化交渉の記録総説 2 (第一次会談)」の「II 第 1 次日韓会談と対日平和条約の発効」2-53~54)。
- 50) 日本政府公開日韓会談文書 1125「国交正常化交渉の記録総説 2 (第一次会談)」の「Ⅱ 第 1 次日韓会談と対日平和条約の発効 | 2-49 ~ 52。
- 51) 日本政府公開日韓会談文書 1125「国交正常化交渉の記録総説 2 (第一次会談)」の「Ⅱ 第 1 次日韓会談と対日平和条約の発効」2-51 ~ 52。
- 52) 日本政府公開日韓会談文書 478「対韓交渉の概要 (二七,五,六,亜二)」(1952年5月6日)。
- 53) 日本政府公開日韓会談文書 556「講和条約発効後における生活保護法と外国人の関係について(案)(社会保護課)」(作成日は不明だが、前後の文書より、1952 年 3 月頃に作成されたと考えられる)。

- 54) 高成浩(1952)「日韓会談と朝鮮人強制追放|『朝鮮評論』第2号, 1952年2月。
- 55) 高成浩 (1952). 同前。
- 56) 도노무라 (2005, 外村), 前揭論文。
- 57) 朴慶植(1989)『解放後在日朝鮮人運動史』三一書房, pp.305-306。1952年2月1日から3月15日を「日韓会談・強制送還反対月間闘争」に設定し、3月7日には、出入国管理令の全面的改悪に反対する全国的な抗議集会を開き、約3500名の在日朝鮮人が国会、法務府、外務省、入国管理庁などに対して抗議陳情闘争を展開した。
- 58) 高成浩 (1952). 前掲論文。
- 59) 高成浩 (1952), 前掲論文。
- 60) 朴慶植 (1989), 前掲書, p.310。
- 61) 도노무라 (2005. 外村). 前掲論文。
- 62) この委員会は「民団の決議事項に批判的な民団の前, 現幹部, 建青大韓派の主流であった 青友会, 現建青の幹部, 朝鮮統一民主同志会の会員等 24 名が個人の資格」で結成された組 織だった(高成浩(1952), 前掲論文)。
- 63) 高成浩 (1952), 前掲論文。
- 64) 高成浩 (1952), 前掲論文。
- 65) 平野義太郎 (1951)「朝鮮人強制追放について」『朝鮮評論』第1号, 1951年12月, 尾形昭二 (1952)「対日講和発効と在日朝鮮人」『朝鮮評論』第3号, 1952年5月, 風見章 (1952)「排斥するものは排斥される」『朝鮮評論』第3号, 桑原武夫 (1952)「朝鮮の人々について」『朝鮮評論』第3号, 「在日朝鮮人の生活と意見」『中央公論』1952年9月。
- 66) 「朝鮮人強制追放に関する声明書」『朝鮮評論』第1号,1951年12月。布施辰治もこの声明書に署名している。
- 67) 平野義太郎(1952)「国際法上から見た朝鮮人強制追放」『朝鮮評論』第3号,1952年5月。
- 68) 尾形昭二. 前掲論文。
- 69) 尾形昭二, 前揭論文。
- 70) 도노무라 (2005, 外村), 前掲論文。
- 71) 林光澈 (1952) 「強制送還なら真っ平だ!」 『改造』 1952 年 7 月。